

年企発 0806 第 1 号
令和 3 年 8 月 6 日

地方厚生（支）局
保険年金（企業年金）課長 殿

厚生労働省年金局企業年金・個人年金課長
（公印省略）

企業型DC加入者の iDeCo 加入の要件緩和に係る対応について

今般、「年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（令和 3 年政令第 229 号。以下「整備等政令」という。）」が同年 8 月 6 日付けで公布された。

「年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 40 号）」による確定拠出年金法（平成 13 年法律第 88 号。以下「DC 法」という。）の一部改正及び「令和 2 年度税制改正の大綱（令和元年 12 月 20 日閣議決定）」を受け、確定拠出年金法施行令（以下「DC 令」という。）を改正し、企業型確定拠出年金（企業型 DC）に加入する者について、企業型 DC の事業主掛金と個人型確定拠出年金（個人型 DC（iDeCo））の掛金との合算管理の仕組みを構築することで、企業型 DC 規約の定めや事業主掛金の上限の引下げがなくても、月額 5.5 万円（DB 等の他制度にも加入する者は 2.75 万円）から各月の事業主掛金を控除した残余の範囲内で（ただし、月額 2.0 万円（同 1.2 万円）を上限）、iDeCo の掛金を毎月拠出できるよう改善を図ったところであるが、令和 4 年 10 月の施行に向け必要な対応は別紙のとおりとなるので、御了知いただくとともに、その実施に当たっては、周知徹底を図り、遺漏のないよう取り扱われたい。

なお、今後、確定拠出年金法施行規則（平成 13 年厚生労働省令第 175 号）と関連通知の関連部分の改正を予定していることを申し添える。

また、企業型運用関連運営管理機関に対しては、別添のとおり連絡しているので参考としてお送りするとともに、併せて参考資料を添付するので参考としていただきたい。

(別紙)

企業型DC加入者の iDeCo 加入の要件緩和に係る対応について

第1 企業型DC加入者の iDeCo 加入の要件緩和の内容と具体的対応

1. 企業型DC加入者の iDeCo 加入の要件緩和

現行、企業型DC加入者のうち iDeCo（月額 2.0 万円以内）に加入できるのは、拠出限度額の管理を簡便に行うため、iDeCo の加入を認める企業型DC規約の定めがあって事業主掛金の上限を月額 5.5 万円から月額 3.5 万円に引き下げた企業の従業員に限られており、ほとんど活用されていない現状にある。

このため、令和 4 年 10 月 1 日以降、企業型DCの事業主掛金と iDeCo の掛金との合算管理の仕組みを構築することで、企業型DC規約の定めや事業主掛金の上限の引下げがなくても、月額 5.5 万円から各月の事業主掛金を控除した残余の範囲内で（ただし、月額 2.0 万円を上限）、iDeCo の掛金を各月拠出できるよう、改善を図ることとする。また、企業型DCのみならずDB等の他制度にも加入する者については、月額 2.75 万円から各月の事業主掛金を控除した残余の範囲内で（ただし、月額 1.2 万円を上限）、iDeCo の掛金を各月拠出することとする。（DC 令第 11 条及び第 36 条関係）（参考資料 1 頁）

2. 企業型DCの事業主掛金の年単位拠出の取扱い

企業型DCの事業主掛金と iDeCo の掛金については、平成 30 年 1 月から任意に決めた月にまとめて拠出（いわゆる年単位拠出）することも選択可能となっているが、この仕組みは任意性が高く、これを把握・管理して iDeCo の拠出限度額を管理しようとする、国民年金基金連合会の事務処理・システム対応が極めて複雑化するため、今回の要件緩和は、事業主掛金と iDeCo の掛金について、各月の拠出限度額の範囲内での各月拠出に限ることとする。このため、企業型DCの事業主掛金が各月の拠出限度額の範囲内での各月拠出となっていない場合は、当該企業型DCの加入者は iDeCo に加入できないこととなる。（DC 法第 62 条並びに DC 令第 11 条の 2、第 34 条の 2、第 35 条及び第 36 条の 2 関係）（参考資料 2 頁）

3. 企業型DC規約への記載

現在も、各企業型DC規約では、DC 法第 3 条第 3 項第 7 号に掲げる事項として、拠出区分期間を定めることを求めているが、1. と 2. の見直し内容を踏まえ、令和 4 年 10 月 1 日以降、従業員が iDeCo に加入できるためには、これが「1 月」や「各月」となっていることが必要となること。（DC 令第 11 条の 2 第 1 項第 1 号）

これに加えて、各月の拠出限度額（DC 令第 11 条各号の額）を超える拠出がないことも必要であり、超過拠出が「有り」の場合には、法第 3 条第 3 項第 7 号に掲げる事項として、企業型DC規約に記載することが必要となること。（DC 令第 11 条の 2 第 1 項第 2 号）

また、各月の拠出限度額の範囲内での各月拠出となっていない（DC 令第 11 条の 2 第 1 項各号のいずれかに該当する）場合は、法第 3 条第 3 項第 7 号に掲げる事項と

して、その旨を記載することが必要となること。

併せて事業主は、iDeCo への加入の可否について加入者へ周知に努める必要があること。なお、この際、企業型DC規約の必須の記載事項ではないが、分かりやすさの観点から事業主が任意で iDeCo への加入の可否を記載することが可能であることから、必要に応じて事業主に周知されたいこと。

さらに、事業主は、企業型DC規約において、事業主掛金に関して各月の拠出限度額の範囲内での各月拠出となっていない（DC令第11条の2第1項各号のいずれかに該当する）旨を定めているときは、速やかに、企業型記録関連運営管理機関（企業型RK）へ通知が必要であること。（参考資料3頁）

4. 承認申請等の取扱い

令和4年10月の施行に際し、各月の拠出限度額の範囲内での各月拠出であり（DC令第11条の2第1項各号に該当せず）、他に規約変更事項がない場合には、地方厚生（支）局の承認又は届出は不要であること。

ただし、分かりやすさの観点から iDeCo に加入可である旨を企業型DC規約に記載する場合や、現行の iDeCo への同時加入の規定を削る場合は、確定拠出年金法施行規則第5条第2項第9号の規定に基づき、特に軽微な変更として地方厚生（支）局への届出が必要となること。

一方、各月の拠出限度額の範囲内での各月拠出となっていない（DC令第11条の2第1項各号のいずれかに該当する）場合は、DC法第3条第3項第7号に掲げる事項としてその旨と、iDeCo に加入不可である旨を企業型DC規約に記載し、DC法第5条第1項の規定に基づき、地方厚生（支）局の承認が必要となること。

なお、年単位拠出から各月拠出に変更する場合など拠出区分期間を変更する場合には、DC法第3条第3項第7号に掲げる事項として、地方厚生（支）局の承認が必要であること。（参考資料4頁）

5. 申請期限等

今般の、DC令第11条の2第1項各号の該当を記載する規約変更の承認申請については、令和4年1月以降、地方厚生（支）局において受付を開始することとする。施行に向け、事業主においては施行後の対応を決定後、規約単位で順次、DC令第11条の2第1項各号の該当を追加する企業型DC規約変更の承認申請を行うこととなるが、申請が多数提出される可能性を考慮し、令和4年6月末を提出期限としたこと。ただし、同年7月以降にこれらの申請を受け付けないとするものではない。

また、施行に伴い地方厚生（支）局への規約変更の届出が必要な事業主については、施行後、変更の届出が行われることとなること。

当該規約変更の承認申請や届出に際しては、確定拠出年金企業型年金概要書（以下「概要書」という。）に新たに設ける「個人型DCの加入の可否」の項目を記載が必要となること。（詳細は「第2 確定拠出年金企業型年金概要書の取扱いの見直し」を参照）

また、企業型DC規約の中に複数の事業主が存在する場合においては、申請事務の効率性の観点から、規約内の全ての事業主において施行後の対応を決めた上で、1回

でまとめて規約変更の承認申請を行い、概要書は全ての事業所の「個人型DCの加入の可否」の項目について、「可」又は「不可」を記載する取扱いとしたこと。

なお、DC令第11条の2第1項各号の該当を記載する規約変更の際、その他の規約変更事項をまとめて同時に変更申請を行うことは差し支えない。

また、DC令第11条の2第1項各号のいずれかに該当し、企業型DCの事業主掛金が各月の拠出限度額の範囲内での各月拠出となっていない場合に必要、事業主から企業型記録関連運営管理機関（企業型RK）への通知については、必ず、令和4年7月末までに行う必要があること。企業型RKへの通知は、地方厚生（支）局への変更の承認申請中でも可能である。（参考資料9頁）

第2 確定拠出年金企業型年金概要書の取扱いの見直し

企業型DC規約に関する承認申請書又は届出書を地方厚生（支）局に提出する際、当該承認申請書等に添付する概要書については、今般の法令改正に伴い「個人型DCの加入の可否」等の項目を追加するが、これに併せて記載項目を大幅に簡素化するとともに、提出形態を「紙」から「電子ファイル」に変更することで、事業主の負担軽減を図ることとする。

令和4年1月以降に提出する承認申請書等については、概要書を電子ファイルにより作成し提出することを原則とすること。

なお、電子ファイルによる提出が困難である事業主については、各地方厚生（支）局と個別に連絡の上、電子ファイルによる提出の準備が整うまでの間（ただし、令和6年11月末日までを適用日とする承認申請等に限る。）の例外的な取り扱いとして、（3）の方法により、これまでと同様、事業主は概要書を「紙」により作成し提出することを可能とすること。（参考資料5頁）

（1）記載項目について

概要書に記載する項目は以下のとおりとする。法令改正等に伴い今般、新たに追加する記載項目は⑬～⑰であり、その内容は以下に示すとおり。また、⑫～⑰については実施事業所数分を記載するものとする。

なお、提出形態によって記載方法等が多少異なる部分があるため、詳細は下記の（2）及び（3）を参照すること。

- ① 規約承認番号
- ② 規約名
- ③ 実施（代表）事業所名称
- ④ 郵便番号
- ⑤ 所在地
- ⑥ 事業主名称
- ⑦ 郵便番号
- ⑧ 住所
- ⑨ 実施事業所数

- ⑩ 企業型運用関連運営管理機関登録番号
- ⑪ 企業型運用関連運営管理機関の名称
- ⑫ 実施事業所連番
- ⑬ 実施事業所名称
- ⑭ 所在地
- ⑮ 事業主名称
- ⑯ 住所
- ⑰ 他の企業年金制度の有無
- ⑱ 他の企業年金制度の種類
- ⑲ 他の企業年金制度の規約番号（※１）
- ⑳ 拠出限度額の経過措置の適用（※２）
- ㉑ 個人型ＤＣの加入の可否（※３）

（※１）令和６年１２月から記載が必須となる項目について、今般、任意の記載項目として追加するもの。実施事業所が、確定給付企業年金を実施し、又は厚生年金基金に加入している場合は、その規約番号を記載。

（※２）令和６年１２月から記載が必須となる項目について、今般、任意の記載項目として追加するもの。令和６年１１月末までの間は、全て「旧制度」と記載。「旧制度」は現行制度であり、すなわち、拠出限度額は月額２．７５万円となる。

（※３）規約におけるＤＣ令第１１条の２第１項各号の該当の有無を基に、個人型ＤＣの加入の可否を設定。なお、令和４年１月～９月末までの間は当該項目の記載に係る規約変更の承認申請時以降において、１０月以降は全ての規約（変更）の承認申請又は届出時において、必須の記載項目となる。

（２）電子ファイルによる概要書の作成

概要書は１つの規約につき、以下の３つの電子ファイルにより構成されており、それぞれの電子ファイルに指定する項目を記載して作成するものとしたこと。

なお、電子ファイルの仕様の詳細については、別紙○「電子ファイルによる確定拠出年金企業型年金概要書の作成仕様」を参照すること。

① 規約情報ファイル

企業型年金規約の基本情報を把握する目的で使用する。指定する項目の情報が１行のみ記載されている。

② 事業所_基本情報ファイル

実施事業所の基本情報を把握する目的で使用する。指定する項目の情報が実施事業所数分、複数行で記載されている。

③ 事業所_企業年金実施状況ファイル

実施事業所における「個人型ＤＣの加入の可否」、「他の企業年金制度の実施状況」等を把握する目的で使用する。指定する項目の情報が実施事業所数分、複数行で記載されている。

(3) 紙による概要書の作成

上記(1)で示した記載項目のうち、②～⑪、⑬～⑱及び㉑の項目について、別紙2に示す様式(従来の概要書の様式の一部)に記載するものとしたこと。別紙2の白抜き部分が、②～⑪、⑬～⑱及び㉑に対応しており、グレー部分は記載不要箇所を示している。この場合において、㉑の項目については、「個人型年金」の欄を使用し、「可」又は「不可」と記入することとした。

(4) 概要書の受付

電子ファイルによる概要書について事業主は、電磁的記録媒体(CD-R、DVD-R)に記録し承認申請書等に添付する方法、又は、承認申請書等とは別に、地方厚生(支)局が指定するメールアドレス宛にメール送信する方法のいずれかを選択して提出することとした。

地方厚生(支)局においては、受付に使用するメールアドレスをあらかじめ準備するとともに、事業主からメールによる提出の申し出があったときは、提出先メールアドレスの案内を行うこと。また、メールによる提出など、概要書が承認申請書等とは別に提出される場合については、概要書の受付時に承認申請書等の受付簿等と突合せ確認するなどにより、概要書の提出漏れが生じないように留意すること。

なお、事務処理の簡素化のため、承認申請等の提出を企業型運用関連運営管理機関がまとめて提出することも可能とし、各地方厚生(支)局において企業型運用関連運営管理機関の事情等にも十分に配慮しつつ個別に調整した上で、例えば、当該運営管理機関が一定の期間内(1か月を最大)に提出した承認申請書等に係る概要書について、まとめて1回で提出してもらうなどの取扱いとして差し支えない。

紙による概要書についてはこれまでと同様に、承認申請等に添付して提出いただくこととする。

(5) 受付後の地方厚生(支)局における事務処理

地方厚生(支)局における概要書の受付以降の事務処理について、現時点で想定している事務処理のイメージは別紙3のとおりである。

なお、詳細については別途通知する。

電子ファイルによる確定拠出年金企業型年金概要書の作成仕様

概要書は以下に示す 3 つの電子ファイルにより構成され、それぞれのファイルに指定する項目を記載して作成する。
ファイル形式はMicrosoft Excel（拡張子は".xlsx"）又はCSV（拡張子は".csv"）とする。

なお、CSVの場合、以下によること。

- ・ 文字コードはShift-JISとする。
- ・ 項目（フィールド）区切りはカンマ（,）、レコード区切りは改行コード（CrLf、Lf）とする。
- ・ 項目値にカンマ（,）、ダブルクォーテーション（"）、改行コード（CrLf、Lf）を含む場合は、項目値をダブルクォーテーション（"）で囲むこと。
- ・ 項目値のダブルクォーテーション（"）にはエスケープ処理（""に置換）すること。

1. 規約情報ファイル

<ファイル名> xxxxxxxx-1-yyyymmdd.xlsx（又はcsv）（全て半角）
→ "xxxxxxx"は規約承認番号（新規承認申請時はオールゼロ（0））
→ "yyyymmdd"は申請（届出）年月日（"20220101"などと設定）

<データ件数> 1レコードのみ設定

<データ項目>

	必須	項目	設定値	説明	備考
1-①	△	規約承認番号	テキスト型 半角数字8桁		新規承認申請時のみ設定なしとする
1-②	○	規約名	テキスト型		
1-③	○	実施	名称	テキスト型	
1-④	○	(代表)	郵便番号	テキスト型	「999-9999」の形式で設定する
1-⑤	○	事業所	所在地	テキスト型	
1-⑥	○	事業主	名称	テキスト型	
1-⑦	○		郵便番号	テキスト型	「999-9999」の形式で設定する
1-⑧	○		住所	テキスト型	
1-⑨	○	実施事業所数	半角数値		
1-⑩	○	企業型運用関連 運営管理機関登録番号	半角数値		主たる企業型運用関連運営管理機関 （1社のみ）を記載する。
1-⑪	○	企業型運用関連 運営管理機関の名称	テキスト型		

2. 事業所 基本情報ファイル

<ファイル名> xxxxxxxx-2-yyyymmdd.xlsx（又はcsv）（全て半角）
→ "xxxxxxx"は規約承認番号（新規承認申請時はオールゼロ（0））
→ "yyyymmdd"は申請（届出）年月日（"20220101"などと設定）

<データ件数> 実施事業所数分のレコードを設定

<データ項目>

	必須	項目	設定値	説明	備考
2-①	△	規約承認番号	テキスト型 半角数字8桁		新規承認申請時のみ設定なしとする
2-②	○	実施事業所連番	半角数値	実施事業所に対する連番を付与する	
2-③	○	実施事業所	名称	テキスト型	代表事業所を含む
2-④	○		所在地	テキスト型	同上
2-⑤	○	事業主	名称	テキスト型	代表事業主を含む
2-⑥	○		住所	テキスト型	同上

3. 事業所 企業年金実施状況ファイル

＜ファイル名＞ xxxxxxxx-3-yyyymmdd.xlsx (又はcsv) (全て半角)
 → "xxxxxxx"は規約承認番号(新規承認申請時はオールゼロ(0))
 → "yyyymmdd"は申請(届出)年月日("20220101"などと設定)

＜データ件数＞ 実施事業所数分のレコードを設定

＜データ項目＞

	必須	項目	設定値	説明	備考
3-①	△	規約承認番号	テキスト型 半角数字8桁		新規承認申請時のみ設定なしとする
3-②	○	実施事業所連番	半角数値	実施事業所に対する連番を付与する	
3-③	○	実施事業所名称	テキスト型		代表事業所を含む
3-④	○	事業主名称	テキスト型		代表事業主を含む
3-⑤	○	他の企業年金制度の有無	半角数値1桁 1 or 2	1:無 2:有	
3-⑥		他の企業年金制度の種類	テキスト型	1:厚生年金基金 2:確定給付企業年金 3:私学共済制度 4:石炭鉱業年金基金 (他制度なしの場合、設定なし)	複数ある場合、該当する選択肢すべてをカンマ(,)で区切って設定すること
3-⑦	※1	他の企業年金制度の規約番号	テキスト型	他制度の種類に1、2がある場合、それぞれ指定の形式(注)で設定する(それ以外、設定なし)	複数ある場合、すべての規約番号をカンマ(,)で区切って設定すること ※1 2024/11末まで設定は任意。それ以降の申請・届出時に該当があれば設定が必要。
3-⑧	○ ※2	拠出限度額の経過措置の適用	半角数値1桁 1 or 2	1:旧制度(適用有) 2:新制度(適用無)	※2 2024/11末までは全て「1」を設定
3-⑨	○ ※3	個人型D Cの加入の可否	半角数値1桁 1 or 2	変更後規約における政令11条の2第1項各号の該当の有無を基に、以下のいずれかを設定 1:可 2:不可	※3 令和4年1月～9月末までの間は当該項目の記載に係る規約変更の承認申請時以降、10月以降は全ての規約(変更)の承認申請又は届出時に於いて、必須の記載項目とする。

注) 項番3-⑦にかかる指定の形式について

- ・他制度の種類「1」の指定の形式…“東基9999”とする。番号が4桁未満の場合、左側に0パディングする。
- ・他制度の種類「2」の指定の形式…“●▲999999”とする。番号が6桁未満の場合、6桁となるよう左側に0パディングする。
 - …管轄厚生(支)局を示す漢字一文字を設定。
 北海道 → 「北」、東北 → 「東」、関東信越 → 「関」、東海北陸 → 「海」、
 近畿 → 「近」、中国四国 → 「中」、四国支局 → 「四」、九州 → 「九」
 - ▲…「規約型」、「基金型」の別を示す漢字一文字を設定。規約型→「規」、基金型→「基」

電子ファイルによる確定拠出年金企業型年金概要書の作成仕様 (続き)

参考 データ項目の設定 (イメージ)

1. 規約情報ファイル

01234567	企個スマート企業型年金規約	株式会社厚労商会	123-4567	東京都千代田区霞が関1-2-2	株式会社厚労商会	123-4567	東京都千代田区霞が関1-2-2	5	123	株式会社〇△銀行
1-①	1-②	1-③	1-④	1-⑤	1-⑥	1-⑦	1-⑧	1-⑨	1-⑩	1-⑪

2. 事業所_基本情報ファイル

01234567	1	株式会社厚労商会	東京都千代田区霞が関1-2-2	株式会社厚労商会	東京都千代田区霞が関1-2-2
01234567	2	株式会社厚労商会 新宿支店	東京都新宿区△△△1-2-3	株式会社厚労商会	東京都千代田区霞が関1-2-2
01234567	3	年金倉庫株式会社	埼玉県さいたま市中央区〇〇〇1丁目1	年金倉庫株式会社	埼玉県さいたま市中央区〇〇〇1丁目1
01234567	4	有限会社健保商事	大阪府大阪市中央区◇◇◇2番地1	有限会社健保商事 取締役 企個太郎	大阪府大阪市中央区◇◇◇2番地1
01234567	5	株式会社福祉商店	宮崎県宮崎市□□□9丁目8番7号	株式会社福祉商店	宮崎県宮崎市□□□9丁目8番7号
2-①	2-②	2-③	2-④	2-⑤	2-⑥

3. 事業所_企業年金実施状況ファイル

01234567	1	株式会社厚労商会	株式会社厚労商会	2	1,2	東基0123,関規123456	1	2
01234567	2	株式会社厚労商会 新宿支店	株式会社厚労商会	2	1,2	東基0123,関規123456	1	2
01234567	3	年金倉庫株式会社	年金倉庫株式会社	2	1	東基1234	1	1
01234567	4	有限会社健保商事	有限会社健保商事 取締役 企個太郎	1			1	1
01234567	5	株式会社福祉商店	株式会社福祉商店	2	2	九規012345,九基123456	1	1
3-①	3-②	3-③	3-④	3-⑤	3-⑥	3-⑦	3-⑧	3-⑨

確定拠出年金企業型年金概要書 (1/3)

[規約名： 1-2]

1 企業型年金 2 簡易企業型年金 ※左記は該当するものに○を付してください。

実施（代表）事業所名称		所在地				
1-3		〒1-4	1-5			
事業主名称		住所				
1-6		〒1-7	1-8			
業態	従業員数	他の企業年金制度	実施事業所数			
		1 無 2 有 ()	1-9			
事業主が行う運営管理業務の内容 (委託する業務を除く。)		例外的に紙で提出する場合、 赤、青、緑で囲んだ項目のみ 記載する。				
運営管理機関	区分	1 委託	登録番号	1-10	名称	1-11
		2 再委託	所在地			
	委託事務の内容					
(3社以上に委託または再委託を行う場合は、別紙2に記載のうえ添付してください。)	区分	1 委託	登録番号		名称	
		2 再委託	所在地			
	委託事務の内容					
資産管理機関	名称		所在地			

実施事業所一覧

〔規約名： 〕

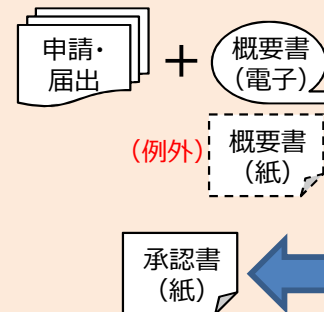
実施事業所名称		所在地					
2-③	3-③	2-④					
事業主名称		住所					
2-⑤	3-④	2-⑥					
業 態	従業員数	他の企業年金制度	資産移換制度	従業員拠出	個人型年金	加入資格 年齢引上げ	
		1 無 2 有 (厚・確・私・石)	1 無 2 有 (厚・確・中・退)	1 無 2 有	1 無 2 有	1 無 2 有	
指定運用方法の名称 又は運用の方法の種類							
実施事業所名称		所在地					
事業主名称		住所					
業 態		従業員数	他の企業年金制度	資産移換制度	従業員拠出	個人型年金	加入資格 年齢引上げ
			1 無 2 有 (厚・確・私・石)	1 無 2 有 (厚・確・中・退)	1 無 2 有	1 無 2 有	1 無 2 有
指定運用方法の名称 又は運用の方法の種類							
実施事業所名称		所在地					
事業主名称		住所					
業 態		従業員数	他の企業年金制度	資産移換制度	従業員拠出	個人型年金	加入資格 年齢引上げ
			1 無 2 有 (厚・確・私・石)	1 無 2 有 (厚・確・中・退)	1 無 2 有	1 無 2 有	1 無 2 有
指定運用方法の名称 又は運用の方法の種類							

例外的に紙で提出する場合、
赤、青、緑で囲んだ項目のみ
記載する。

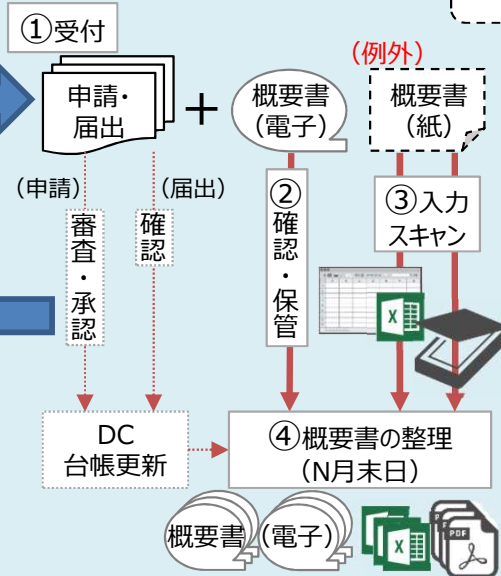
今般、概要書に新たに設ける「個人型DCの加入
の可否」の項目は、現在の様式の「個人型年金」
の欄を使用し、「可」又は「不可」と記入する。

- (注1) 厚＝厚生年金基金、確＝確定給付企業年金、中＝中小企業退職金共済、私＝私立学校教職員共済、
退＝退職手当制度、石＝石炭鉱業年金基金
- (注2) 「他の企業年金制度」欄は、当該事業所の確定拠出年金加入者が他の企業年金制度に加入している
場合は、その制度に○印を付すこと。
- (注3) 「資産移換制度」欄は、当該事業所が他の企業年金制度等から資産移換している場合は、その制度
に○印を付すこと。
- (注4) 「従業員拠出」欄は、企業型年金加入者による掛金の拠出制度の実施の有無について、いずれかに
○印を付すこと。
- (注5) 「個人型年金」欄は、企業型年金加入者が個人型年金に加入可能とする規約の実施の有無について、
いずれかに○印を付すこと。
- (注6) 「加入資格年齢引上げ」欄は、加入資格年齢を60歳以上に引上げる規約の実施の有無について、
いずれかに○印を付すこと。
- (注7) 「指定運用方法の名称又は運用の方法の種類」欄は、当該事業所が指定運用法を提示している場合
のみ、指定運用方法として選定する商品の名称又は確定拠出年金法施行令第15条第1項の表の中欄
に掲げる区分を記載すること。

事業主／運営



地方厚生（支）局



注）下記は現時点で想定している事務処理の粗いイメージであり、今後、変更があり得る。詳細については整理の上、別途通知予定。

① 電子ファイルの概要書はメールまたは電子媒体により受付。紙の概要書の場合はこれまで同様、申請（届出）に添付。

→ 電子ファイルの概要書は、規約毎に3種類のファイルを提出。
 → 事務の簡素化のため、地方厚生局において企業型運用関連運営管理機関と個別に調整し、電子ファイルについては「その月に申請又は届出された概要書をまとめて（注）月1回提出する」などの方法としてもよい。
 注）複数規約を3種類のファイルにまとめるものではない。あくまで概要書は規約単位で作成。

② 電子ファイルの形式を確認し、保管する。

→ ファイル名は正しいか

「1」か「2」か「3」（ファイルの種類を示すもの）
 xxxxxxxx-1-yyyyymmdd.xlsx（又はcsv）
 規約承認番号 申請（届出）年月日

→ データの内容は正しいか（ファイル1は1行、ファイル2・3は実施事業所数分のデータとなっているか）

③ 概要書が「紙」で提出された場合は、別途示すExcelファイルに入力のうえ、スキャン。

→ 入力するのは「実施事業所一覧」において個人型年金欄が「不可」と設定されている事業所の「事業所名称」、「事業主名称」、「不可の旨」のみ。（※ファイル名は（規約承認番号）.xlsx）
 → スキャンするのは「概要書（1/3）」のみ。（※ファイル名は（規約承認番号）.pdf）

④ 月次で、月内の「承認」及び「届出」に係る概要書の電子ファイル、紙の概要書の入力したExcelファイル、スキャンデータを整理する。

→ 概要書の電子ファイルはファイル名を修正する。 xxxxxxxx-1.xlsx（又はcsv）
 （申請（届出）年月日ははずす） 「1」か「2」か「3」（ファイルの種類を示すもの）

→ 規約の新規申請については、ファイル名の「00000000」を規約承認番号に修正し、3種類のファイル内の規約承認番号欄（一番左端）に番号を入力する。

⑤ 月次で取りまとめたファイルの一式を、年金局が指定する「概要書」及び「概要書（紙）」フォルダに格納し、進達する。

→ 既にファイル名が存在する場合、上書き（最新の申請・届出に基づく内容により更新）する。
 → 現在の、紙による事務連絡及び台帳（写）の進達は廃止する。

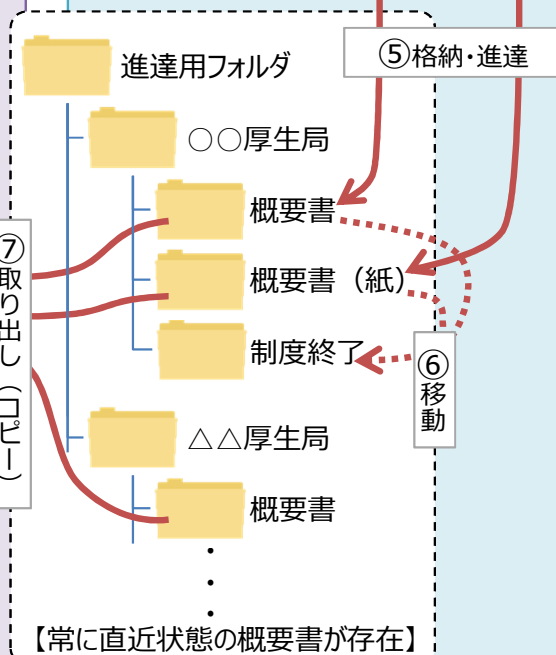
⑥ 終了（失効）した規約について、「概要書」及び「概要書（紙）」フォルダにファイルが存在する場合、「制度終了」フォルダにファイルを移動する。

厚生労働省（年金局）

⑦ 月次で、各地方厚生局の概要書フォルダからファイルを取り出す。



⑧ 情報を編集・集計する。



【常に直近状態の概要書が存在】

參考資料

企業型DC加入者のiDeCo加入の要件緩和

【現行】

- 企業型DC加入者のうちiDeCo(月額2.0万円以内)に加入できるのは、拠出限度額の管理を簡便に行うため、iDeCoの加入を認める企業型DC規約の定めがあって事業主掛金の上限を月額5.5万円から月額3.5万円に引き下げた企業の従業員に限られている。事業主掛金が高い従業員が一部いること等により事業主掛金の上限の引下げは困難となっているため、ほとんど活用されていない現状にある。
- 事業主掛金の上限を引き下げない限り、当該企業型DCの加入者全員がiDeCoに加入できないため、**事業主掛金が高い従業員にとっては、拠出可能な枠に十分な残余があるにもかかわらず、iDeCoに加入できない状態となっている。**

【見直し内容(令和4年10月1日施行)】

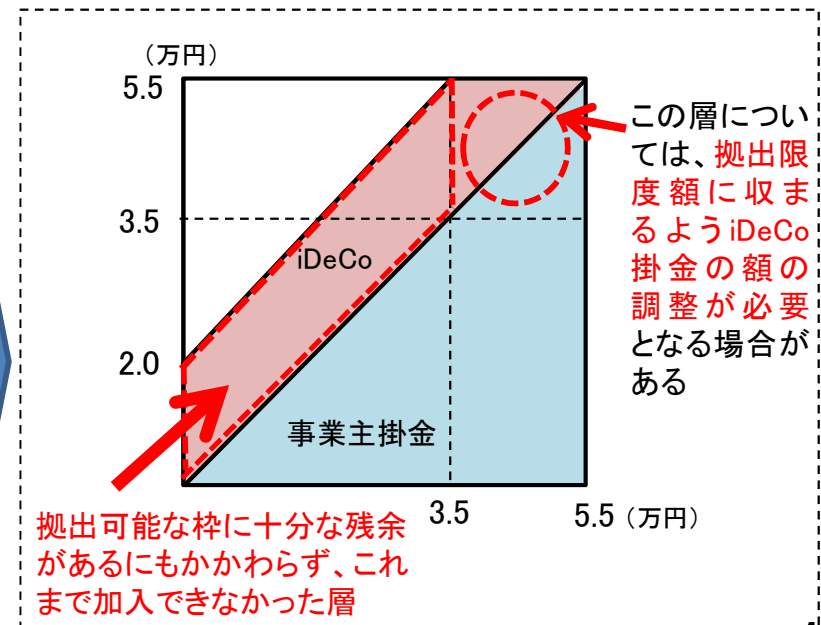
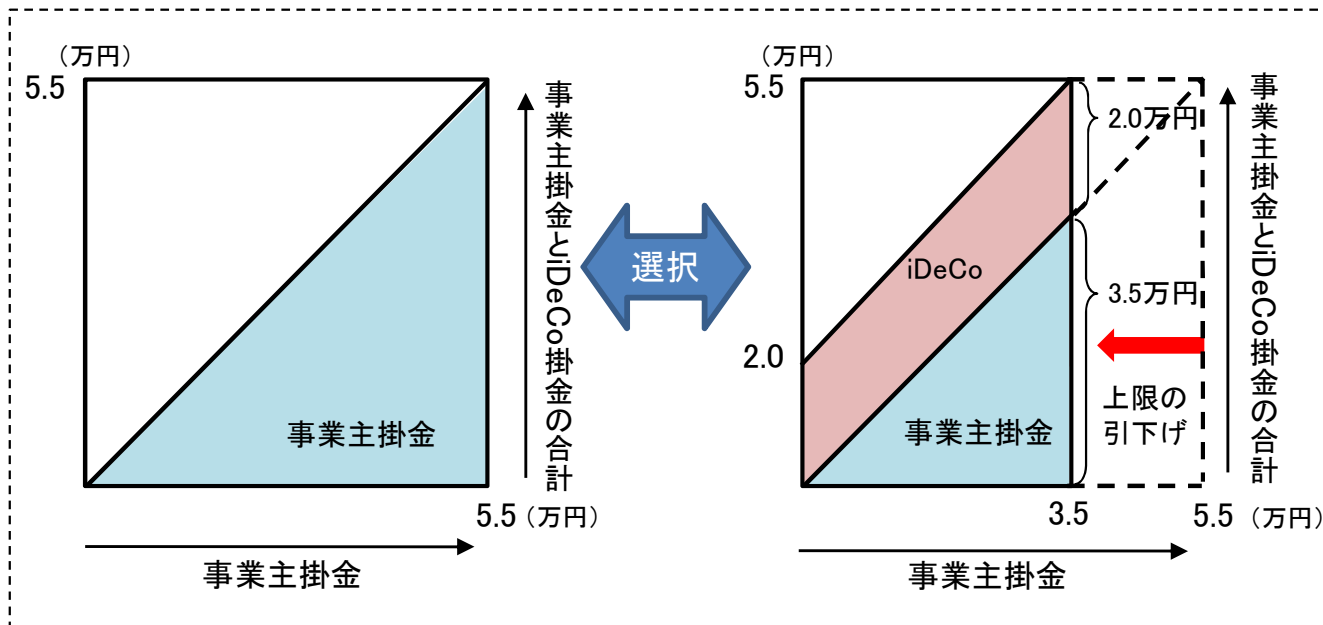
- 企業型DCの事業主掛金とiDeCoの掛金との合算管理の仕組みを構築することで、**企業型DC規約の定めや事業主掛金の上限の引下げがなくても、月額5.5万円から各月の事業主掛金を控除した残余の範囲内で(ただし、月額2.0万円を上限)、iDeCoの掛金を毎月拠出できるよう、改善を図る。**

「月額2.0万円、かつ、事業主の拠出額との合計が月額5.5万円の範囲内」と言い換えることができる。

事業主の拠出額である各月の企業型DCの事業主掛金額が月額3.5万円を超えると、iDeCoの拠出限度額は、その分、減ることとなる。

【現行】 事業主掛金が高い従業員にとっては、拠出可能な枠に十分な残余があるにもかかわらず、iDeCoに加入できない

【改正後】 企業型DCの事業主掛金が高い従業員がiDeCoを利用しやすくなる



※ DB等の他制度にも加入している場合は、5.5万円→2.75万円、3.5万円→1.55万円、2.0万円→1.2万円

DC掛金の年単位拠出の取扱い

- 企業型DCの事業主掛金とiDeCoの掛金については、平成30年1月から任意に決めた月にまとめて拠出（いわゆる年単位拠出）することも選択可能となっているが、この仕組みは任意性が高く、これを把握・管理してiDeCoの拠出限度額を管理しようとする、国民年金基金連合会の事務処理・システム対応が極めて複雑化するため、**今回の要件緩和は、事業主掛金とiDeCoの掛金について、各月の拠出限度額の範囲内での各月拠出に限る。**
- 事業主が、企業型DC規約において、事業主掛金に関して改正確定拠出年金法施行令第11条の2第1項各号に掲げるいずれかの事項を定めている場合、すなわち、**各月の拠出限度額の範囲内での各月拠出となっていない場合は、当該企業型DCの加入者はiDeCoに加入できない。**（改正確定拠出年金法第62条、改正確定拠出年金法施行令第34条の2関係）

改正確定拠出年金法

（個人型年金加入者）

第六十二条 次に掲げる者は、厚生労働省令で定めるところにより、連合会に申し出て、個人型年金加入者となることができる。

- 一 （略）
 - 二 国民年金法第七条第一項第二号に規定する第二号被保険者（企業型年金加入者掛金を拠出する企業型年金加入者その他政令で定める者（第四項第六号において「企業型掛金拠出者等」という。）を除く。）
 - 三・四 （略）
- 2～5 （略）

改正確定拠出年金法施行令

第十一条の二 （略）

- 一 事業主掛金を、企業型掛金拠出単位期間を一月ごとに区分した期間ごとに拠出する方法以外の方法により拠出すること。
- 二 各企業型年金加入者に係る事業主掛金を、この項の規定により、事業主掛金を拠出する日の属する月の前月の末日における前条各号に掲げる企業型年金加入者の区分に応じて当該各号に定める額を超えて拠出すること。

2・3 （略）

（法第六十二条第一項第二号の政令で定める者）

第三十四条の二 法第六十二条第一項第二号の政令で定める者は、企業型年金加入者掛金を拠出する企業型年金加入者以外の企業型年金加入者であって、企業型年金規約において第十一条の二第一項各号のいずれかの事項を定めている企業型年金の企業型年金加入者とする。

改正確定拠出年金法施行規則（改正案）（※条文は調整途中につき、変動がありうるもの。）

（加入者情報等の通知）

第十条 事業主は、企業型年金規約の承認を受けたときは、速やかに、次に掲げる事項を、企業型記録関連運営管理機関に通知するものとする。

- 一～三 （略）
 - 四 企業型年金規約において、事業主掛金に関して令第十一条の二第一項各号に掲げる事項のいずれかの事項を定めているときは、その旨
- 2 （略）

（事業主が行う企業型記録関連運営管理機関への通知）

第十一条 （略）

2～10 （略）

11 事業主は、新たに前条第一項第四号に該当することとなったとき又は同号に該当しなくなったときは、速やかに、その旨を企業型記録関連運営管理機関に通知するものとする。

企業型DC規約の記載イメージ

- 各企業型DC規約では、確定拠出年金法第3条第3項第7号に掲げる事項として、拠出区分期間を定めているが、従業員がiDeCoに加入できるためには、これが「1月」や「各月」となっていることが必要である(力欄)。(確定拠出年金法施行令第11条の2第1項第1号)
- これに加えて、政令第11条各号の額を超える拠出がないことも必要であり、超過拠出が「有り」の場合には、法第3条第3項第7号に掲げる事項として、規約に記載することとする(キ欄)。(政令第11条の2第1項第2号)
- また、(力欄)と(キ欄)から、政令第11条の2第1項各号のいずれかに該当する場合は、法第3条第3項第7号に掲げる事項として、その旨を記載することとする(ク欄)。併せて、規約の必須事項ではないが、分かりやすさの観点から事業主が任意でiDeCo加入の可否を記載し、加入者に周知することとする(ケ欄)。ケ欄を規約に記載しない場合も事業主はiDeCo加入の可否を十分に加入者に周知する必要がある。
- さらに、事業主は、企業型DC規約において、事業主掛金に関して政令第11条の2第1項各号に掲げるいずれかの事項を定めているときは、企業型記録関連運営管理機関(企業型RK)への通知が必要となる。(確定拠出年金法施行規則(改正案)第10条・第11条)

規約変更のイメージ

(事業主掛金の額の算定方法)

第〇条 各加入者に係る事業主掛金の額は、別表第●のア欄に掲げる実施事業所ごとに(中略)とする。

(個人型年金への加入)

第〇条 事業主掛金に関して政令第11条の2第1項各号に該当するかについては、別表第●のア欄に掲げる実施事業所ごとに、同表のク欄に掲げるとおりとする。

2 加入者が国民年金基金連合会に申し出て、個人型年金加入者となることができるのは、別表第●のア欄に掲げる実施事業所ごとに、同表のケ欄に掲げるとおりとする。

(別表第●)

実施事業所の名称(ア)	(イ) ～ (オ)	拠出区分 期間(力)	政令第11条各号の額を 超える拠出(キ)	政令第11条の2第1項各号 の該当(ク)	個人型DCの加入 の可否(ケ)
XXXXXXXXXX	(略)	1月(各月)			可
XXXXXXXXXX	(略)	1月(各月)	有	有	不可
XXXXXXXXXX	(略)	12月		有	不可

(1)力欄が「1月(各月)」で、
キ欄の拠出がない ⇒ 空欄
(2)力欄が「1月(各月)」で、
キ欄の拠出がある ⇒ 「有」
(3)力欄が「1月(各月)」以外 ⇒ 空欄

(1)力欄が「1月(各月)」で、
キ欄が空欄 ⇒ 空欄
(2)キ欄が「有」 ⇒ 「有」
(3)力欄が「1月(各月)」以外
⇒ 「有」

(1)ク欄が空欄
⇒ 「可」
(2)ク欄が「有」
⇒ 「不可」
※ 任意記載事項

企業型DC規約の変更の取扱い

- 令和4年10月の施行に際し、確定拠出年金法施行令第11条の2第1項各号に該当せず、他に規約変更事項がない場合には、承認／届出は不要。(分かりやすさの観点からiDeCoに加入可である旨を企業型DC規約に記載する場合や、現行のiDeCo同時加入の規定を削る場合は、確定拠出年金法施行規則第5条第2項第9号の規定に基づき、特に軽微な変更として地方厚生局へ届出。)(黄色部分)
- 一方、政令第11条の2第1項各号のいずれかに該当する場合は、確定拠出年金法第3条第3項第7号に掲げる事項としてその旨と、iDeCoに加入不可である旨を企業型DC規約に記載し、法第5条第1項の規定に基づき、地方厚生局の承認が必要。(青色部分)

規約の規定状況			改正後の規約				承認／届出
	拠出区分 期間	個人型	拠出区分 期間	政令第11条各号の 額を超える拠出	政令第11条の2第 1項各号の該当	個人型の 加入の可否	
A社	1月 (各月)	加入可	1月 (各月)			個人型 加入可	規約変更事項がない場合 承認／届出不要
B社	1月 (各月)	— (加入不可)		有	有	個人型 加入不可	
C社	年単位	加入可	年単位				地方厚生局の承認が必要
D社	年単位	— (加入不可)			有	個人型 加入不可	

分かりやすさの観点からiDeCoに加入可である旨を記載する場合や、現行のiDeCo同時加入の規定を削る場合は、特に軽微な変更として、地方厚生局へ届出
 政令第11条の2第1項各号該当性「有」の場合、地方厚生局の承認が必要
 拠出区分期間を変更する場合、地方厚生局の承認が必要

法第3条第3項第7号に掲げる事項 任意記載

確定拠出年金企業型年金概要書の簡素化

- 現行、企業型年金規約の変更を行う場合、地方厚生局に提出する「規約変更承認申請書」又は「規約変更届出書」には、企業型年金規約の概要について記載した「確定拠出年金企業型年金概要書」(概要書)を添付する必要がある。
- 今般、改正法の施行に伴って、全ての事業主において、拠出区分期間と政令第11条各号の額を超える拠出の有無を確認し、企業型年金規約に、政令第11条の2第1項各号に該当する場合はその旨と、個人型DCの加入の可否を記載していただくこととなることから、概要書についても「個人型DCの加入の可否」の項目を追加するが、これに併せて記載項目を大幅に簡素化するとともに、提出形態を「紙」から「電子ファイル」に変更することで、事業主の負担軽減を図ることとする。
- 令和4年1月以降、地方厚生局に対する規約変更等の承認申請・届出に際して、事業主は、電子ファイル(Excel又はCSV)により概要書を作成・提出することとなる。(改正後の概要書は下記のとおり。)
- なお、令和4年1月以降は電子ファイルを原則とするが、電子ファイルによる提出が困難である場合は、各地方厚生局と個別に連絡の上、電子ファイルによる提出の準備が整うまでの間の例外的な取り扱いとして、これまでと同様、紙による提出が可能。この場合、6頁～8頁を参照し紙の概要書に簡素化後の項目についてのみ記載して提出することとする。ただし、令和6年12月以降に記載が必要となる項目(青囲み部分)を提出する時には、電子ファイルによる提出を必須とする。

改正後の確定拠出年金企業型年金概要書

「確定拠出年金企業型年金概要書」について、記載項目を簡素化したうえで、改正法の施行等に伴い必要となる項目を追加する。
また、紙による提出を廃止し、電子ファイルによる提出とする。(項目を以下の3つの電子ファイル(Excel又はCSV)にそれぞれ記載し、提出。)

1. 規約情報

→ 企業型DC規約の基本情報を把握する目的で使用する

- ・ **規約承認番号**
- ・ 規約名
- ・ 実施(代表)事業所名称
- ・ 所在地(郵便番号あり)
- ・ 事業主名称
- ・ 住所(郵便番号あり)
- ・ 実施事業所数
- ・ 運営管理機関登録番号
- ・ 運営管理機関の名称

2. 事業所_基本情報(事業所数分を連記)

→ 実施事業所の基本情報を把握する目的で使用する

- ・ **規約承認番号**
- ・ **実施事業所連番**
- ・ 実施事業所名称
- ・ 所在地
- ・ 事業主名称
- ・ 住所

今般の企業型DC加入者のiDeCo加入の要件緩和に伴い、記載項目として追加。
【令和4年10月～必須項目】

3. 事業所_企業年金実施状況(事業所数分を連記)

→ 実施事業所における「個人型DC加入可否」、「他の企業年金制度の実施状況」等を把握する目的で使用する

- ・ **規約承認番号**
- ・ **実施事業所連番**
- ・ 実施事業所名称
- ・ 事業主名称
- ・ 他の企業年金制度の有無
- ・ 他の企業年金制度の種類
- ・ **他の企業年金制度の規約番号**
- ・ **拠出限度額の経過措置の適用**
- ・ **個人型DCの加入の可否**

令和6年12月以降、記載が必須となる(青囲み部分)が、今回、事前に任意記載項目として追加。

「拠出限度額の経過措置の適用」は、令和6年11月までは全て「旧制度」と記載

※**赤字**は、現行の「確定拠出年金企業型年金概要書」にない項目

確定拠出年金企業型年金概要書 (1/3)

〔規約名: 1-②〕

1 企業型年金 2 簡易企業型年金 ※左記は該当するものに○を付してください。

実施(代表)事業所名称		所在地	
1-③		1-④ 1-⑤	
事業主名称		住所	
1-⑥		1-⑦ 1-⑧	
業態	従業員数	他の企業年金制度	実施事業所数
		1 無 2 有 ()	1-⑨
事業主が行う運営管理業務の内容(委託する業務を除く。) 例外的に紙で提出する場合、 赤、青、緑で囲んだ項目のみ 記載する。			
運営管理機関 (3社以上に委託または再委託を行う場合は、別紙2に記載のうえ添付してください。)	区分	1 委託 2 再委託	登録番号 1-⑩ 名称 1-⑪
	委託事務の内容		
	区分	1 委託 2 再委託	登録番号 所在地 名称
	委託事務の内容		
資産管理機関	名 称		所 在 地

確定拠出年金企業型年金概要書 (2/3)

〔規約名: 〕

加入者資格 (簡易企業型年金である場合は「1」に○を付してください。)	1 従業員全員 2 一定の資格 〔内容 全て省略〕			
掛金額の算定方法 (簡易企業型年金である場合は「1」に○を付してください。)	1 定率 () 2 定率 () 3 併用 () <特記事項>			
運用の方法 (該当するもの全てに○を付してください。)	1 預金または貯金 2 信託会社への信託 3 有価証券の売買 4 生命保険等または生命共済 5 損害保険			
運用指図の方法				
事務費・手数料の負担 (負担者は 1 事業主 2 加入者 3 その他 負担方法は 1 掛金 2 資産 3 その他 負担時期・回数記入)	事務費・手数料	負担者	負担方法	負担額・割合
	○運営管理機関 ・記録関連業務費用 ・運用関連業務費用 ・その他 ()			
	○資産管理機関 ・資産管理費用 ・その他 ()			
	○いわゆる投資教育に要する費用 ○法第25条第4項に係る費用 <特記事項>			
給付の方法	老齢給付 1 一時金有 2 一時金無 障害給付 1 一時金有 2 一時金無 <特記事項>			
返還資産額の有無	(算定方法) 1 有 2 無 <特記事項>			

確定拠出年金企業型年金概要書（3/3）

○ 運用商品

選定した運用商品の種類についてあるものを○で囲み、それぞれの数を記載する。

① 預金又は貯金 品目

② 信託会社への信託 品目

③ 有価証券の売買 品目

（そのうち、個別株又は個別株ファンドについて内容及びその数について記載してください。）

内容：

④ 生命保険等又は生命共済 品目

⑤ 損害保険 品目

合計 品目

○ 手数料

加入者又は受給者一人当たりについて運営管理機関又は資産管理機関に支払う手数料の額（年額）及びそれぞれの負担者（事業主又は加入者等の別）を記載する。

	金額	負担者
① 運用関連運営管理機関に対する手数料	円（ ）	
② 記録関連運営管理機関に対する手数料	円（ ）	
③ 資産管理機関に対する手数料	円（ ）	
④ 運用商品に付随する手数料	円（ ）	
⑤ 投資教育に要する経費	円（ ）	

○ 掛金（年額）

掛金の水準がどの程度か記載する。

金額	円から	円
区分	段階	

別紙 1

実施事業所一覧

〔規約名： 〕

実施事業所名称		所在地				
2-③	3-③	2-④				
事業主名称		住所				
2-⑤	3-④	2-⑥				
業 態	従業員数	他の企業年金制度	資産移換制度	従業員拠出	個人型年金	加入資格 年齢引上げ
		1 無 2 有（厚・確・私・石）	1 無 2 有（厚・確・中・退）	1 無 2 有	1 無 2 有	1 無 2 有
指定運用方法の名称 又は運用の方法の種類						
実施事業所名称		所在地				
事業主名称		住所				
業 態	従業員数	他の企業年金制度	資産移換制度	従業員拠出	個人型年金	加入資格 年齢引上げ
		1 無 2 有（厚・確・私・石）	1 無 2 有（厚・確・中・退）	1 無 2 有	1 無 2 有	1 無 2 有
指定運用方法の名称 又は運用の方法の種類						

例外的に紙で提出する場合、
赤、青、緑で囲んだ項目のみ
記載する。

今般、概要書に新たに設ける「個人型DCの加入
の可否」の項目は、現在の様式の「個人型年金」
の欄を使用し、「可」又は「不可」と記入する。

（注1）厚＝厚生年金基金、確＝確定給付企業年金、中＝中小企業退職金共済、私＝私立学校教職員共済、退＝退職手当制度、石＝石炭鉱業年金基金

（注2）「他の企業年金制度」欄は、当該事業所の確定拠出年金加入者が他の企業年金制度に加入している場合は、その制度に○印を付すこと。

（注3）「資産移換制度」欄は、当該事業所が他の企業年金制度等から資産移換している場合は、その制度に○印を付すこと。

（注4）「従業員拠出」欄は、企業型年金加入者による掛金の拠出制度の実施の有無について、いずれかに○印を付すこと。

（注5）「個人型年金」欄は、企業型年金加入者が個人型年金に加入可能とする規約の実施の有無について、いずれかに○印を付すこと。

（注6）「加入資格年齢引上げ」欄は、加入資格年齢を60歳以上に引上げる規約の実施の有無について、いずれかに○印を付すこと。

（注7）「指定運用方法の名称又は運用の方法の種類」欄は、当該事業所が指定運用法を提示している場合のみ、指定運用方法として選定する商品の名称又は確定拠出年金法施行令第15条第1項の表の中欄に掲げる区分を記載すること。

運 営 管 理 機 関 一 覧

〔規約名： 〕

区分	1 委 託	登録番号		名 称	
	2 再委託	所 在 地			
委託事務の内容					

全て省略

区分	1 委 託	登録番号		名 称	
	2 再委託	所 在 地			
委託事務の内容					

区分	1 委 託	登録番号		名 称	
	2 再委託	所 在 地			
委託事務の内容					

区分	1 委 託	登録番号		名 称	
	2 再委託	所 在 地			
委託事務の内容					

区分	1 委 託	登録番号		名 称	
	2 再委託	所 在 地			
委託事務の内容					

区分	1 委 託	登録番号		名 称	
	2 再委託	所 在 地			
委託事務の内容					

今後のスケジュール

	今般の政令11条の2第1項各号の該当を追加する規約改正	(参考)その他の規約改正
	※ 令和3年12月までは、概要書の提出は現行の項目で紙による。 また、提出時に「個人型DCの加入の可否」を加えることは不可。	
○ 令和4年1月～	概要書の電子ファイルによる提出の受付開始 (これ以降、電子を原則(例外的に紙も可)) 地方厚生局で変更承認申請の受付開始 ※ 規約改正が必要な事業主は、規約単位で変更承認申請 ※ 規約の中に、複数事業主が含まれる場合は、全事業主の施行後の対応を決定後、変更承認申請すること。その際、全ての事業所において、概要書に「個人型DCの加入の可否」の記載を求める。	※ その他の規約改正の際は、概要書に「個人型DCの加入可」である旨加えることは不可。
○ <u>令和4年6月末</u>	地方厚生局の変更承認申請×切	
○ <u>令和4年7月末</u>	政令第11条の2第1項各号のいずれかに該当している場合に、RKに対する通知×切(地方厚生局の変更承認申請中でも可)	
○ 令和4年10月	施行 ※ 施行に伴う規約改正の届出が必要な事業主は、施行後、遅滞なく変更を届け出ること。 ※ 施行後に規約改正を行う場合には、必ず、全ての事業所において、概要書に「個人型DCの加入の可否」の記載が必要。令和6年12月以降、概要書の提出は電子のみ。	

(参考) その他年単位拠出に係る留意事項(過誤納付)

- 現行、企業型DCの事業主掛金の額の算定を誤って、本来の事業主掛金の額を拠出することができなかった場合、同一の拠出単位期間内に、拠出すべきだった事業主掛金の額を上乗せして拠出することができる(上乗せ拠出について規約への規定が必要)。
- 令和4年10月の施行以降、政令第11条各号の額を超えないこととしている場合でも、当該額の範囲内であれば上乗せ拠出は可能だが、上乗せ拠出した結果、政令第36条各号の額の範囲内に収めるために、個人型DCの掛金の調整が必要となった時は、自動的に個人型DCの掛金が減額される(減額した後、個人型DCの掛金の増額が可能となった場合でも、自動的に増額調整は行われない)。
- このため、過誤納付の場合には、現に上乗せ拠出について規約の規定があったとしても、企業型DCの事業主掛金額等を踏まえ、上乗せ拠出の実施や制度外での精算について、事業主に検討いただくこととしている。必要となった確定拠出年金Q&Aの関連部分の改訂を予定。
- なお、政令第11条各号の額を超える拠出を「有り」としている場合には、現行通りの対応が可能。

<確定拠出年金Q&Aの関連部分の改訂イメージ>

	質問	改訂案	現行
68-1	事業主掛金の額の算定を誤って、拠出区分期間に係る本来の事業主掛金の額を拠出することができなかった場合に、拠出すべきだった掛金額と拠出した掛金額との差額を次の拠出区分期間に係る掛金の額に上乗せする事業主掛金の額の算定方法を事前に定めることは可能か。	事業主掛金が各月の拠出限度額の範囲内での各月拠出となっていない場合(令第11条の2第1項各号のいずれかに該当する場合)にあつては、本来拠出すべきだった拠出区分期間と同一の企業型掛金拠出単位期間内(12月から翌年11月)である場合に限り差額を上乗せして拠出することが可能。 ただし、上乗せして拠出する事業主掛金の額は、拠出すべきだった事業主掛金の額と同額とする算定方法でなければならない。 <u>事業主掛金が各月の拠出限度額の範囲内での各月拠出となっている場合(令第11条の2第1項各号のいずれにも該当しない場合)にあつては、各月の拠出限度額の範囲内であれば差額を上乗せして拠出することは可能。</u> <u>ただし、差額を上乗せして拠出される者が個人型DC加入者である場合、上乗せして拠出されたことにより個人型DCの掛金の調整が必要となった時は、自動的に個人型DCの掛金が減額される。</u> <u>このため、実際に過誤納付が生じた場合には、企業型DCの事業主掛金の額及び個人型DCの掛金の額を踏まえ、差額を上乗せして拠出するのか、制度外で精算するのかについて検討いただきたい。</u>	可能。ただし、事業主掛金の額を上乗せして拠出することができる拠出区分期間は、拠出すべきだった拠出区分期間と同一の企業型掛金拠出単位期間内である場合に限ることとし、上乗せして拠出する事業主掛金の額は、拠出すべきだった事業主掛金の額と同額とする算定方法でなければならない。